

競技力向上事業配分・採択基準

平成28年3月31日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

1 競技力向上事業の内容等

基盤的選手強化は、競技団体等におけるオリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた日常的・継続的に行う活動とする。また、戦略的選手強化は、2020年東京大会等に重点を置き、オリンピック・パラリンピック競技を一体として発掘・育成・強化システムの構築を図ることを目的とした活動とする。

2 競技力向上事業の評価等

(1) 基盤的選手強化

基盤的選手強化の配分にあたっては、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）からの計画をもとに、以下の評価の観点を踏まえ決定するとともに、その結果等は公開する。

<基礎的な観点による評価>

オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、各競技団体の継続的な強化の取り組みについて評価することとし、パフォーマンス（成績）、資源（有望選手）、プログラム（選手強化計画等）を評価項目とする。

○パフォーマンス（成績）及び資源（有望選手）については、競技毎に主要国際競技大会（オリンピック・パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、ジュニア世界選手権大会等）の過去の成績を指標とする。

○プログラム（選手強化計画等）については、指導者の資質向上や国際競技力向上などの取り組みを指標とする。また、今後の取り組みの重要性から、女性アスリート対策や禁煙指導を含めた受動喫煙の防止の取り組みも指標とする。

<重点的な観点による評価>

PDCAサイクルをより強化させるため、直近年度の取り組みについて評価することとし、KPI達成度、組織体制（ガバナンス等）を評価項目とする。

○KPIについては、平成27年度に各競技団体において設定したKPIの達成状況を指標とする。

○組織体制（ガバナンス等）については、平成27年度に実施した各競技団体のガバナンス調査の結果等を指標とする。また、各種提出資料の遅延状況なども指標とする。

上記以外に、自己負担の軽減が必要なオリンピック競技団体に対しては、コスト削減努力や自己収入増加努力を考慮し、一定の配慮を行うとともに、競技力向上事業への制度移行に伴う経過措置の配慮も行うこととする。

コーチ等の設置については、オリンピック競技は海外のトップレベルの指導者の配置や中長期的な人材育成・支援の観点による若手指導者の配置、パラリンピック競技等は競技パートナーの配置について配慮することとする。

基盤的選手強化の実施にあたっては、JOC、JPC及び競技団体は、不正、虚偽、怠惰その他不適当な行為をしてはならず、日本のスポーツを担う団体として、善良な管理者の注意をもって、透明性のある事業運営と適正な会計処理を行わなければならないものとする。

（2）戦略的選手強化

戦略的選手強化の採択にあたっては、JOC、JPC等の知見を活かしながら、以下の内容を踏まえ決定する。

①次世代ターゲットスポーツの育成・強化

○オリンピック競技において、ターゲット競技種目を追加する。

○パラリンピック競技において、ターゲット競技種目を選定する。

○新たなターゲット競技種目は、将来メダル獲得の可能性のあるアスリートの有無、本事業のアクションプランに基づく活動の実現可能性、競技団体の合意等を総合的に勘案し、決定する。

②アスリートパスウェイの戦略的支援

○新たにパラリンピック競技で事業を実施する。

○発掘・育成・強化システムの構築を委託する地域のコンソーシアムや競技団体は、事業の革新性、連携性、持続可能性等を総合的に勘案し、決定する。

③有望アスリート海外強化支援

○オリンピック競技、パラリンピック競技において、ターゲットアスリートを選定する。

○ターゲットアスリートは、将来のメダル獲得の可能性、海外での強化活動拠点及びサポートスタッフの有無、本事業のアクションプランに基づく活動の実現可能性、競技団体の合意等を総合的に勘案し、決定する。

3 重点競技種目

上記の事業を実施するにあたっては、スポーツ庁が示した重点競技種目について戦略的に強化を行う。